

改正概要説明書

国名： アイルランド

法令名： 商標規則

改正情報： 2016年2月2日までの改正を含む

改正概要：

1. 商標法第V部「商標代理人」に関する手続きについて改正された(規則51, 規則51A, 規則51B, 規則53, 規則59)。
2. 特許庁の手続きにおける処分に対し, 第三者の影響を考慮した改正である(規則63)。
3. 「商標法に関するシンガポール条約」への加入に伴う改正である(規則79)。

改正内容：

・規則51

商標代理人の登録要件が変更された。

・規則51A及び規則51B

「関係加盟国」が「EEA加盟国」に変更された。

・規則53

(b)において, 商標代理人登録簿の記載事項が変更された。

・規則59

(c)が削除された。

・規則63

期間延長の要件が変更された。

・規則79

(2)及び(3)が追加された。